

# 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部

## 及び「山梨県環境整備センター埋立管理規程」の一部改訂について

- 平成22年12月22日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」が一部改正され、平成23年4月1日に施行されたことにより、廃石綿等（飛散性のもの）の埋立処分基準が、従来の二重梱包または固型化のいずれかの処置から、あらかじめ固型化等の措置を講じた後、二重梱包することと強化された。
- これを受け、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」で定めた廃棄物の受入基準の一部及び「山梨県環境整備センター埋立管理規程」の一部を改訂することとした。

### 【改訂内容】

#### 1 山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程 別表1 廃棄物の受入基準

改訂前	改訂後
<p>《廃石綿等（飛散性のもの）》</p> <p>次の<u>いずれか</u>の飛散防止措置が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること</u></li><li>・<u>コンクリート等により固型化されていること</u></li></ul>	<p>《廃石綿等（飛散性のもの）》</p> <p>次の<u>_____飛散防止措置</u>が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>あらかじめ固型化、薬剤による安定化その他これらに準じる措置を講じた後、厚さが 0.15mm 以上のプラスチック袋等に、空隙のない密封状態で二重梱包されていること</u></li><li>・<u>_____</u></li></ul>

#### 2 山梨県環境整備センター埋立管理規程

改訂前	改訂後
<p>《廃棄物の荷降ろし》</p> <p>ただし、アスベスト廃棄物の荷降しに当たっては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) アスベスト廃棄物は埋立穴に直接荷降ろしする。</li><li>2) 石綿含有産業廃棄物は温潤化した状態の中で、できるだけ非破壊で作業を行なうこと。</li><li>3) 廃石綿等は密閉状態が保たれるように扱い、<u>維持できていない場合は埋立地において密閉すること</u>。</li></ul>	<p>《廃棄物の荷降ろし》</p> <p>ただし、アスベスト廃棄物の荷降しに当たっては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) アスベスト廃棄物は埋立穴に直接荷降ろしする。</li><li>2) 石綿含有産業廃棄物は温潤化した状態の中で、できるだけ非破壊で作業を行なうこと。</li><li>3) 廃石綿等は密閉状態が保たれるように扱う<u>_____こと</u>。</li></ul>
<p>《廃棄物の荷降ろし・解説》</p> <p>廃石綿等を荷降しする場合は、密閉状態が保たれるように留意して作業を行なうとともに、<u>密閉状態が維持されていない場合は、あらかじめ用意する容器へ収納するなどして、密閉状態とすることとする</u>。</p>	<p>《廃棄物の荷降ろし・解説》</p> <p>廃石綿等を荷降しする場合は、密閉状態が保たれるように留意して作業を行なう<u>_____こと</u>とする。</p>

### ○施行日

平成23年 月 日から施行する。